

桑名市政記者クラブ別紙

第 26 回 桑名市新型インフルエンザ等対策本部会議を開催しました

(第 49 回 桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

日時 令和 3 年 8 月 25 日 (水曜日) 午後 4 時 40 分から午後 5 時 30 分

会議概要

1. 現状の報告及び今後の対応方針について

感染者発生状況について

(事務局)

- ・県内の感染者発生状況について、直近 1 週間の人口 10 万人あたりの新規感染者は急増している状況である。
- ・年齢別発生状況について、直近の週では、30 代以下が全体の 6 割以上を占める一方、7 月末でほとんどの方がワクチン接種を終えている 60 代以上は 1 割以下となり、低水準を継続している。
- ・感染経路等に関する状況として、直近の週では、家庭内感染は 5 割程度で推移し、特に友人や職場関係が増加している。
- ・ワクチン接種回数別内訳について、感染者の約 8 割はワクチン接種歴のない方、ワクチン接種 2 回済後に感染した事例は全体の約 5%、重症者はいない状況である。
- ・病床のひっ迫具合を示す病床占有率は、50%を超え、三重県モニタリング指標の警戒レベルとなる 30%を大きく上回っており、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された政府指標においても「ステージ IV」の指標を示す数値となっている。
- ・桑名市の感染者も急増している状況である。

「三重県緊急事態措置～かけがえのない命を守るために～」について

(事務局)

- ・7 月下旬以降、感染者数が急増したことから、8 月 6 日に県独自の「三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言」を発出、8 月 12 日には、飲食店への営業時間短縮要請など更に強い措置へと「緊急警戒宣言」を改定したものの、新規感染者数は爆発的に増加し、当初北勢・中勢地域を中心に拡がってきたこの感染拡大の波は、県下全域へと拡がっている。こうした状況の中、8 月 20 日から「三重県まん延防止等重点措置」が適用されているものの、一日も早く感染の波を抑え込むため、県下全域でより強い対策を実施するとともに、愛知県、岐阜県との面的な対応により、これ以上の感染拡大を食い止めるため、三重県は政府に対し、「緊急事態宣言」の発令を要請し、8 月 25 日に発令が決定されることとなった。三重県全域を実施区域とし、措置実施期間は 8 月 27 日 (金曜日) から 9 月 12 日 (日曜日) ま

でとしている。8月20日から適用されている「三重県まん延防止等重点措置」に替わり、三重県における県民の皆様、事業者の皆様へのお願い、三重県としての取組を「三重県緊急事態措置～かけがえのない命を守るために～」としてとりまとめ、対策に取り組んでいくこととし、主な変更点としては次の点が挙げられる。

○県民の皆様へとして

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づく要請)

- ・生活の維持に必要な場合を除き、日中も含め、外出や移動の自粛をお願いし、特に20時以降の外出の自粛をお願いする。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請する。
- ・感染リスクが高まるホームパーティーなど自宅での家族以外との食事会やバーベキューなど、大人数や長時間に及ぶ飲食は避ける。

○事業者の皆様へとして

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づく要請)

- ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）またはカラオケ設備を提供する飲食店（宅配やテイクアウトを除く）においては休業を要請し、それ以外の飲食店（宅配やテイクアウトを除く）においては、営業時間を20時までとするよう要請する。
- ・酒類またはカラオケ設備を提供する食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場（ホテル又は旅館において結婚式を行う場合も含む）については、休業をお願いする。  
ただし、期間内において酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）、カラオケ設備の提供を取りやめる場合は、営業時間を20時までとするよう要請する。
- ・大規模商業施設において、出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者や滞留者の計測による人数管理、出入口数の制限、駐車場の収容上限の一時的削減による人数制限、アプリでの混雑状況の配信など、売場が密となり混乱が生じないよう、入場者の整理等を行うよう要請し、施設の態様に応じた対策をお願いする。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請)

- ・高等教育機関等において、生活の維持に必要な場合を除き、外出や移動の自粛、特に20時以降の外出の自粛や、自宅や屋外であっても「大人数や長時間となる飲食」の場を避けるなど学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いする。

(三重県感染症対策条例第11条第1項に基づく協力のお願い)

- ・大規模商業施設において、期間中にセール等の集客イベントは可能な限り控えていただくようお願いし、特に土曜日や日曜日については控えていただくようお願いする。
- ・結婚式場においては、できるだけ1.5時間以内、50人または収容定員の50%のいずれか少ない人数での開催をお願いする。
- ・幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等、図書館、ネットカフェ等において、感染防止対策の徹底等をお願いする。

- ・20時以降の外出自粛を要請していることをふまえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務の抑制をお願いする。

「三重県緊急事態措置～三重県が実施する対策～」について  
(事務局)

○患者受け入れ病床の確保

- ・現在確保している病床に加え、患者急増時の緊急的な対応として病床を確保する。

○宿泊療養施設のさらなる活用

- ・宿泊療養施設について、入所者の増加や医療機関からの入所に対応するため増室し、さらなる活用を目指すとともに、健康管理体制を充実させるため、9月から抗体カクテル療法や点滴等が行えるよう臨時に医療施設とすることも視野に取組を進める。

○入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- ・急増する自宅療養者へのフォローアップ体制を万全なものとするため、感染が急増している保健所に、医師会、看護協会、薬剤師会等の関係団体と連携した「自宅療養フォローアップセンター（仮称）」を順次設置し、きめ細かに療養者に寄り添ったフォローアップを実施する。
- ・感染が確認された妊婦に対して、関係団体と連携し、入院調整の段階から専門的な支援を行える体制を整備する。
- ・自宅療養者の増加をふまえ、必要となる貸与用パルスオキシメーターの追加購入を進める。

○保健所機能の充実

- ・患者急増に備え、保健所機能の維持・強化のため、各庁舎内の他部署職員による支援体制を拡充する。

○ワクチン接種体制の整備

- ・妊娠中の方に対するワクチン効果に係る啓発を行うとともに、妊婦及びその同居者が優先的に接種を受けられるよう、市町に働きかける。
- ・9月下旬を目途にワクチン接種を行う県営会場を開設し、外国人住民や若年層など、接種が遅くなりがちな方が優先的に接種できる体制を整備する。

○検査体制の強化

- ・感染者の早期発見と感染拡大防止のため、厚生労働省が抗原定性検査キットを配布する取組について、感染拡大が懸念される保育所を配布対象とする。
- ・9月から、ワクチン接種を希望される方への接種完了が見込まれる11月までを目途に、若い世代を含め、検査を希望する県民の方に対して、無料で検査できる機会を提供する。

○要請の遵守状況の確認・働きかけ

- ・飲食店への営業時間短縮要請及び感染防止対策の要請について警察とも連携し、対象店舗に対し要請の遵守状況の確認のための見回りを実施し、あわせて営業時間短縮要請に応じていただいている店舗への働きかけについても、特措法に基づき、要請に応じていただき

けるよう実地での指導を実施する。

○県立学校における夏季休業明けの対応

- ・短期間に集中的に接触機会ができる限りなくす必要があることから、夏季休業後の始業に際して、9月12日までの間、分散登校と、オンライン学習やプリント課題等在宅での学びを組み合わせた学習活動を進め、児童生徒の安全安心を確保する。
- ・9月12日までの期間に予定されていた修学旅行、遠足、運動会、体育祭、文化祭は延期するとともに、部活動は中止とし、公式戦も原則として延期または中止とする。

○県管理施設の閉鎖、利用制限

- ・県有施設（文化施設、スポーツ施設等）の休館、一部利用制限を行い、市町に対して、適切に対応いただくよう、県有施設等が実施する取組を迅速に情報共有する。

○移動の自粛、感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・県民及び県外の皆様に県境を越える移動の自粛を求めるため、主要駅構内等でのポスター掲出などについて、交通事業者に協力を要請する。
- ・爆発的な感染拡大を食い止めるため、移動や利用自粛を求める注意喚起を道の駅、サービスエリア、海岸等で実施する。

○休業又は営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

（飲食店時短要請等協力金）

- ・県内全域において、休業又は20時までの営業時間短縮に全面的に協力していただいた事業者に対し、8月27日から飲食店時短要請等協力金の日額単価を増額して支給する。
- ・一定の要件をみたす飲食店に対して、協力金の一部を早期支給することとし、8月末までに制度概要を発表するとともに、その後、速やかに申請受付を開始する。

（集客施設時短要請等協力金）

- ・県内全域で、大規模な運動施設・商業施設及びテナント等に対する営業時間短縮要請、並びに食品衛生法上の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店に対する休業要請を行うことに伴い、全面的に協力していただける事業者に、協力金を支給する。

「三重県集客施設時短要請等協力金相談窓口」

電話番号 059-224-3184 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

○経済活動の回復に向けた支援等

- ・「みえ得トラベルクーポン」事業について、8月12日から第1弾クーポンの新規取得を停止、17日からは第1弾クーポンの利用自粛を要請し、県内における人の流れの抑制に向けた取組を実施している。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」について

（事務局）

- ・現在の桑名市の基準適用期間は三重県の基準にあわせて9月12日（日曜日）までとなって

いる。三重県が8月25日付で『『三重県指針』ver.12【別冊】イベントの開催基準等』を改定し、イベントの開催制限等について適用期間を令和3年8月27日（金曜日）から9月12日（日曜日）までとしたことから、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために市主催事業等の開催及び貸館基準」についても県と同様に令和3年8月27日（金曜日）から9月12日（日曜日）までとする。また、あわせて市主催事業等の開催基準について、人数上限は5,000人で変更はないが、収容率上限を大声での歓声・声援等の有無に関係なく収容定員の50%以内（収容定員がない場合は十分な間隔を空ける）に変更するため、新しい基準に照らし、対応をお願いしたい。

#### 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージについて (事務局)

- ・三重県への「まん延防止等重点措置」の適用が決定した翌日の8月18日、県が実施する様々な措置への協力に加え、県への「緊急事態宣言」適用時を想定した感染拡大防止対策として市独自の「桑名市新型コロナウイルス感染拡大防止緊急措置」を発令するとともに、市長メッセージを発出した。発出後も、昨日まで一週間の人口10万人あたりの桑名市の感染者数は約212人となり、先週の市長メッセージ発出時から倍近く増加し、桑名市をはじめとする北勢地域の医療体制は極度にひっ迫しており、市民の皆様に“自らと大切な人の命を守るために最善の行動を取る”ことをお願いするとともに、市としても県や医師会等と連携し、早急に医療及び検査体制の強化に努めていく必要があることから、改めて市長からメッセージを発出することとしたい。

#### 各部局等からの情報提供及び今後の対応方針について (地域コミュニティ局)

- ・「三重県まん延防止等重点措置」の発出および桑名市独自の「感染拡大防止緊急措置」発令を踏まえ、8月20日から9月12日まで、図書館については貸出・返却業務のみ実施することとしている。三重県への緊急事態宣言発令が決定し、三重県立図書館をはじめ近隣の四日市市や鈴鹿市の市立図書館が休館を決定した。桑名市においても、感染拡大防止のため、中央図書館、ふるさと多度文学館、長島輪中図書館とともに休館とし、予約貸出しのみ利用可能とすることとしたい。

#### 2. その他

##### (事務局)

- ・次回対策本部会議 未定

